

エスカレーターの安全性に関する法令、規格、基準と行政機関等の取組

【法令、基準、規格の概要】

●国の法令等

・建築基準法令等

建築基準法令では、建築物に設置されるエスカレーター等の昇降機の安全性の確保のために、昇降機の設計・製造・設置段階における構造方法等の基準と、その後の使用・維持管理段階における検査の基準を規定している。また、指針やガイドラインでは、昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項やエスカレーターに求められる安全対策のあり方などを示している。

・バリアフリー法令等

バリアフリー法令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等）では、建築物、公共交通機関、道路、都市公園等を新設などする場合、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が義務付けられている。

「バリアフリー整備ガイドライン」では、公共交通移動等円滑化基準をベースとして、高齢者、障害者等をはじめとした利用者のニーズに応えるための旅客施設等の整備のあり方の目安を具体的に示している。

●都の法令等

・東京都福祉のまちづくり条例

ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする条例である。条例では、規則で定める一定規模以上の施設を新設又は改修する際に、整備基準への適合を遵守義務としている。

・その他の条例等

建築基準法令に基づき「東京都建築基準法施行細則」等を制定し、エスカレーターの定期検査の報告の時期等を定めている。

また、バリアフリー法令に基づき「建築物バリアフリー条例（高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例）」等を制定し、バリアフリー法で定められている対象建築物の拡大などをしている。

●国内の規格・基準等

- ・日本エレベーター協会標準（JEAS）

日本エレベーター協会は、昇降機に関する法令等の適用と方式の統一化を図るため、昇降機の機能、定格、寸法等の協会標準（JEAS）を発行している。

- ・日本産業規格（JIS）

日本産業規格として、「JIS A 4302 昇降機の検査標準」が制定されている。この規格では、建築物等に設置したエスカレーター等の安全について検査するための検査項目、検査器具、検査方法及び判定基準を示している。完了検査の際の参考に用いられている。

【行政機関等の取組】

●国土交通省

エスカレーターなどに関する事故・不具合情報を収集し、再発防止策の検討や製造者への改善指導に活用している。事故の調査体制を構築し、事故発生原因の調査、再発防止対策の検討を行っている。

また、消費者庁消費者安全調査委員会からの意見を受け、平成 29 年に「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を公表している。

令和 6 年度には、建築物防災推進協議会と共同し、「エスカレーター安全対策チラシ」を作成、配布している。

●消費者庁

消費者安全調査委員会でエスカレーター事故について調査し、事故の検証等や事業者への聞き取りなどを行っている。平成 27 年に報告書を公表し、国土交通大臣らに意見を提出している。また、消費者に対し、定期的に事故に対する注意喚起も行っている。

●国土交通省国土技術政策総合研究所

エレベーターをはじめとする建築内可動設備等について、制御システムや安全装置の設計等の技術に関して検討を行い、平成 24 年に公表した報告書では、主たる人身事故の防止策、その他の安全に係る対策を検討している。

●東京消防庁

エスカレーターに係る事故防止対策検討委員会で、事故事例の分析、利用実態調査などを実施して検討し、平成 17 年に報告書を公表している。

●東京都

東京都交通局では、エスカレーターの安全利用を呼びかけるキャンペーンに参加している。

第1 法令・規格・基準

1 国の法令等

(1) 建築基準法令等

建築基準法令では、建築物に設置されるエスカレーター等の昇降機の安全性の確保のために、昇降機の設計・製造・設置段階における構造方法等の基準と、その後の使用・維持管理段階における検査の基準を規定している。また、指針やガイドラインでは、昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項やエスカレーターに求められる安全対策のあり方などを示している。

表1 エスカレーター関連の規定等がある主な建築基準法令等

	法令等	概要
構造 告示	法律 建築基準法 第34条第1項	・昇降機は安全な構造でなければならない
	政令 建築基準法施行令 第129条の12	・エスカレーターの構造
	平成12年建設省告示第1413号	・特殊な構造又は使用形態のエスカレーターの構造方法
	平成12年建設省告示第1417号	・人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することができないようにしたエスカレーターの構造 ・エスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度
	平成12年建設省告示第1424号	・エスカレーターの制動装置の構造方法
定期検査	平成25年国土交通省告示第1046号	・地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法
	法律 建築基準法 第12条第3項	・昇降機で政令で定めるもの等について、定期に有資格者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない
	政令 建築基準法施行令 第16条第3項	・定期検査が必要な昇降機にエスカレーターが該当（第129条の3第1項各号に掲げる昇降機） ・昇降機の定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表
一部改正	告示 令和6年国土交通省告示第57号 下記の一部改正 ・平成12年建設省告示第1417号 ・平成12年建設省告示第1424号 ・平成20年国土交通省告示第283号	・エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準（ハンドレールと誘導柵とのすき間等）の規定等 ・ハンドレール停止検出装置の追加 ・上記2つの変更に伴う定期検査報告項目の見直し
維持管理	法律 建築基準法 第8条第1項	・建築物の所有者、管理者等は、建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない
	指針等 昇降機の適切な維持管理に関する指針	・「昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項」など
安全対策の あり方	指針等 エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（平成29年国土交通省住宅局建築指導課）	・「エスカレーターに求められる安全対策のあり方（建築基準法令で定められた対策に付加した安全対策を講じる責務）」など

ア 構造

建築基準法第34条第1項に「建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない」と規定されている。

建築基準法第36条に「昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める」とされていて、「建築基準法施行令第129条の12」及び「告示」において、エスカレーターの構造を定めている。

建築基準法令で定められているエスカレーターの構造に関する主な内容を、表2に示す。

表2 建築基準法令におけるエスカレーターの構造に関する主な規定内容

	施行令第129条の12	告示						
挟まれ又は衝突しない構造	・人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突するがないようにする (第1項第一号)	<ul style="list-style-type: none">・階段側部とスカートガードのすき間：5mm以下・階段と階段のすき間：5mm以下・ハンドレールの外側と交差部の水平距離が50cm以下の部分：交差部固定保護板を設ける・下記を設ける場合の安全基準（すき間等）<table border="1"><tr><td>交差部固定保護板</td><td>誘導柵</td></tr><tr><td>交差部可動警告板</td><td>進入防止用仕切板</td></tr><tr><td>転落防止柵</td><td>登り防止用仕切板</td></tr></table>・階段から鉛直距離2100mm以内：障害物を設けない <p>(平成12年建設省告示第1417号¹、令和6年国土交通省告示第57号²)</p>	交差部固定保護板	誘導柵	交差部可動警告板	進入防止用仕切板	転落防止柵	登り防止用仕切板
交差部固定保護板	誘導柵							
交差部可動警告板	進入防止用仕切板							
転落防止柵	登り防止用仕切板							
勾配	・勾配：30度以下 (第1項第二号)	<ul style="list-style-type: none">・勾配30度を超えるエスカレーター：令129条の12第1項第一号、第三号及び第四号の規定のほか、次に定める構造であること<ul style="list-style-type: none">勾配：35度以下階段の定格速度：30m/分以下揚程：6m以下等 <p>(平成12年建設省告示第1413号³)</p>						
手すり	・階段の両側に手すりを設ける ・ハンドレールが階段と同一方向に同一速度で連動する (第1項第三号)							
階段幅	・階段の幅：1.1m以下 ・階段の端から当該階段の端の側にあるハンドレールの中心までの水平距離：25cm以下 (第1項第四号)							

1 「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突するがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号）」
<https://www.mlit.go.jp/common/001280379.pdf>

2 「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突するがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第57号）」
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001723180.pdf>

3 「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）」
<https://www.mlit.go.jp/common/000057889.pdf>

速度	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の定格速度：50m/分以下の範囲において、勾配に応じて国土交通大臣が定める毎分の速度以下（第1項第五号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配 30 度超 : 30m/分 以下 ・勾配 8 度超 30 度以下 : 45m/分 以下 ・勾配 8 度以下 : 50m/分 以下 <p>(平成 12 年建設省告示第 1413 号、第 1417 号)</p>							
震動により脱落しない構造	<ul style="list-style-type: none"> ・地震その他の震動によって脱落するおそれがないもの（第1項第六号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容省略 <p>(平成 25 年国土交通省告示第 1046 号⁴⁾)</p>							
積載荷重	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の積載荷重： 次式によって計算した数値以上 $P=2,600A$ P : 積載荷重[N] A : 階段面の水平投影面積[m²]（第3項） 								
停止装置	<ul style="list-style-type: none"> ・「制動装置」及び「昇降口において階段の昇降を停止させることができる装置」を設ける（第4項） 								
制動装置	<ul style="list-style-type: none"> ・前項の制動装置の構造は、次の場合に自動的に作動 <ul style="list-style-type: none"> 動力が切れた場合 駆動装置に故障が生じた場合 人又は物が挟まれた場合 その他の人又は物が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合 ・階段に生ずる進行方向の加速度：1.25m/s²を超えることなく安全に階段を制止させることができるもの（第5項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の状態を検知する装置を設ける <table border="1"> <tr><td>階段くさりが異常に伸びた状態</td></tr> <tr><td>動力が切断された状態</td></tr> <tr><td>昇降口において床の開口部を覆う戸を設けた場合においては、その戸が閉じようとしている状態</td></tr> <tr><td>昇降口に近い位置において人又は物が階段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた状態</td></tr> <tr><td>人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態</td></tr> <tr><td>ハンドレールが停止した状態</td></tr> </table> ・上記の状態が検知された場合において、上昇している階段の何も乗せない状態での停止距離：次式によって計算した数値以上かつ 0.6m 以下 $S=V^2/9,000$ S : 階段の停止距離[m] V : 定格速度[m/分] <table border="1"> <tr><td>例 : 定格速度「30m/分」の場合 停止距離 0.1m 以上かつ 0.6m 以下</td></tr> </table> <p>(平成 12 年建設省告示第 1424 号⁵、令和 6 年国土交通省告示第 57 号)</p>	階段くさりが異常に伸びた状態	動力が切断された状態	昇降口において床の開口部を覆う戸を設けた場合においては、その戸が閉じようとしている状態	昇降口に近い位置において人又は物が階段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた状態	人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態	ハンドレールが停止した状態	例 : 定格速度「30m/分」の場合 停止距離 0.1m 以上かつ 0.6m 以下
階段くさりが異常に伸びた状態									
動力が切断された状態									
昇降口において床の開口部を覆う戸を設けた場合においては、その戸が閉じようとしている状態									
昇降口に近い位置において人又は物が階段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた状態									
人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態									
ハンドレールが停止した状態									
例 : 定格速度「30m/分」の場合 停止距離 0.1m 以上かつ 0.6m 以下									

⁴ 「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件（平成 25 年国土交通省告示第 1046 号）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001280407.pdf>

⁵ 「エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1424 号）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001280383.pdf>

イ 定期検査

建築基準法第12条第3項に「特定建築設備等で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（中略）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。」と規定されている。

建築基準法施行令第16条第3項において、政令で定める昇降機は、第129条の3に掲げるエスカレーター等が指定されており、エスカレーターは法第12条第3項の規定による検査（以下、「定期検査」という。）を行う必要がある。

建築基準法施行規則第6条第2項では「定期検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする」とされていて、「告示（平成20年建設省告示第283号⁶等）」において、定期検査等の項目等を定めている。また、定期検査報告の時期は、昇降機等の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6か月から1年の間隔をおいて特定行政庁が定める時期と規定されている。

エスカレーターの定期検査の項目等の一例を、表3に示す。

表3 エスカレーターの定期検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準⁷（抜粋）

検査項目	検査事項	検査方法	判定基準
1 機械室	8 ブレーキ	停止距離の状況 階段の無積載上昇時に非常停止ボタンを押し、停止距離を測定する。	平成12年建設省告示第1424号第三号の規定に適合しないこと。
2 昇降口	7 速度	階段の上昇時及び下降時の速度の状況 無負荷運転時の階段の速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の110%を超えていること。
3 中間部	7 スカートガード	階段とスカートガードのすき間 全長にわたり目視により確認し又は測定する。	平成12年建設省告示第1417号第1第一号の規定に適合しないこと。
4 安全装置	2 非常停止ボタン	作動の状況 作動の状況を確認する。	作動しないこと。
5 安全対策	1 交差部固定保護板	取付けの状況 目視及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。 破損の状況 目視により確認する。	平成12年建設省告示第1417号第1第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。 破損していること。

⁶ 「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001280389.pdf>

⁷ 「エスカレーター 別記第五（平成20年国土交通省告示第283号）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001280972.pdf>

ウ 維持管理

建築基準法第8条第1項に「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定されている。

同条第3項に「国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる」とされていて、国土交通省は「昇降機の適切な維持管理に関する指針⁸」を策定し公表している。

この指針では、「関係者の役割」や「昇降機の適切な維持管理のために所有者等がなすべき事項」などが示されている。指針の概要を、表4に示す。

表4 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の概要⁹

・所有者等、保守点検業者及び製造業者の役割

所有者等	適切な維持管理、適切な保守点検業者の選定
保守点検業者	定期的な保守・点検の実施、点検結果の報告・アドバイス等
製造業者	部品の供給、維持管理に必要な情報の提供等

・昇降機の適切な維持管理のために所有者等がなすべき事項

保守点検マニュアル

作業報告書等の文書の保存

安全標識等による利用者への注意喚起 等

・所有者等が保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項

契約金額だけでなく、業務仕様や担当者の能力、会社概要等を総合的に評価

・保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト

8 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」

<https://www.mlit.go.jp/common/001280367.pdf>

9 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」等の概要

<https://www.mlit.go.jp/common/001280373.pdf>

【参考】建築保全業務共通仕様書におけるエスカレーターの保守点検の項目、内容、周期

国土交通省では、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として「建築保全業務共通仕様書¹⁰」を制定している。この共通仕様書では、一般的な保全業務の作業項目と標準的に実施される作業内容、実施周期等が定められており、エスカレーターに関しては、作業内容により「月1回から年1回」の周期が示されている。

建築保全業務共通仕様書におけるエスカレーターに関する規定の一例を、表5に示す。

表5 「建築保全業務共通仕様書」におけるエスカレーター関連の規定（抜粋）

第3節 エスカレーター

7.3.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び建築基準法第12条第4項に基づく定期点検。

（略）

7.3.2 修理、取替え、交換等

（略）

7.3.3 故障時等の対応

（略）

7.3.4 エスカレーター

エスカレーターの作業項目、作業内容及び周期は表7.3.4によるものとし、周期は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期とする。

表7.3.4 エスカレーター（一部内容の抜粋）

作業項目	作業内容	周期	備考
1.機械室 d.電磁ブレーキ	① 積載荷重を作動させない場合に、上昇時の階段の停止距離が規定値以内で作動することの確認 ② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検 ③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認 ④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検 ⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1M 1M 3M 6M 1Y	
2.乗降口 f.非常停止スイッチ	① 作動の良否の点検 ② スイッチの周囲に操作に支障となる障害物がないことの確認	3M 1M	※障害物がある場合の撤去
3.中間部 d.階段鎖	① 鎖の発錆、伸び及び摩耗の有無の点検 ② 潤滑状態の良否の点検 ③ 注油の実施 ④ 張力の良否の点検	1Y 1Y 1M 1Y	

※周期の表記：「1M」は1か月ごと、「3M」は3か月ごと、「1Y」は1年ごとに行うもの

¹⁰ 「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozon_shiyousho.htm

エ 建築基準法令で定められた対策に付加した安全対策について

国土交通省は「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン¹¹」を公表している。このガイドラインでは、「建築物の管理者等は、個々の建築物や利用者の特性に応じたリスク等も考慮し、予見される行動については、建築基準法令で定められた対策に付加した安全対策を講じる責務を有すると考えられる」としている。ガイドラインで示されている「エスカレーターに求められる安全対策のあり方」を、表6に示す。

表6 「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」における安全対策のあり方

II. エスカレーターの転落防止に関する指針

1. エスカレーターに求められる安全対策のあり方について

エスカレーターに関する安全対策について、建築物の管理者等は、いたずらなど予見できない行動への対策は求められていないが、個々の建築物や利用者の特性に応じたリスク等も考慮し、予見される行動については、建築基準法令で定められた対策に付加した安全対策を講じる責務を有すると考えられる（図）。この安全対策については、物理的なハード対策のみならず、注意喚起等の運用上のソフト対策も含まれる。

エスカレーターにおける「通常有すべき安全性」については、利用者の行動によって決まり、利用者がどのような行動をとるかによりリスクが大きく異なる。このため、利用者がどのような行動をとっても安全となるよう対策を講じようすると、過剰な安全対策を講じることとなり、限界がある。

判例分析でも、予見できない行動への対策までは求められていない。しかし、予見できない行動を利用者がとらないよう注意喚起を行うことなども、「通常有すべき安全性」に含まれる。

建築基準法令では、このうち、機器の異常などの通常の使用で起こりうる事故について、ソフト対策では代替出来ないものを中心に物理的なハード対策を求めている。

また、「通常の使用状態」については、そのときの社会の状況によって変わり得るものである。例えば、天井交差部の挟まれ事故が頻発したように、注意喚起等運用上の対策によって防ぐことが困難なものがある。こういったものについては、三角保護板の設置のような、ハード対策が建築基準法令で義務づけられている。

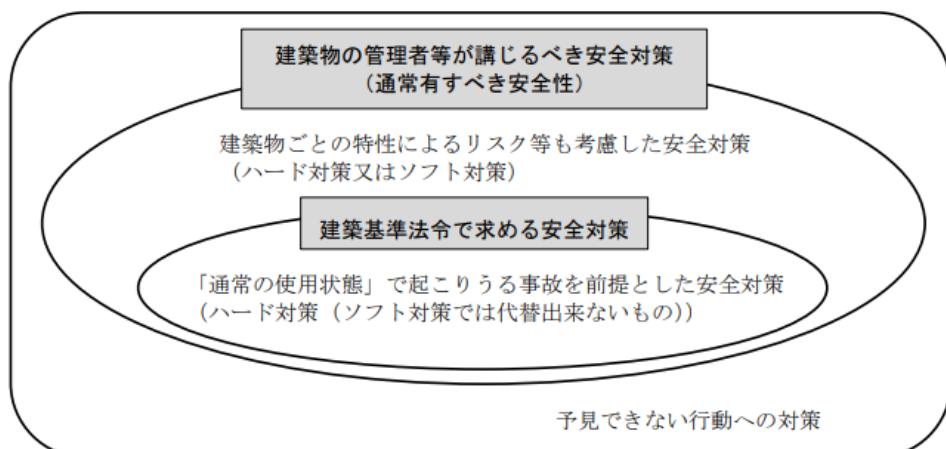


図 エスカレーター事故に対する安全対策のイメージ図

¹¹ 「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン（平成29年7月国土交通省住宅局建築指導課）」
<https://www.mlit.go.jp/common/001191590.pdf>

(2) バリアフリー法令等

バリアフリー法令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等）では、建築物、公共交通機関、道路、都市公園等を新設などする場合、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が義務付けられている。公共交通事業者等が旅客施設等を新たに整備などする際は、「公共交通移動等円滑化基準¹²」への適合が必要である。

「バリアフリー整備ガイドライン¹³」では、公共交通移動等円滑化基準をベースとして、高齢者、障害者等をはじめとした利用者のニーズに応えるための旅客施設等の整備のあり方の目安を具体的に示している。「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編¹⁴」で示されているエスカレーターに関する主な整備内容を、表7に示す。

表7 「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」におけるエスカレーターの整備内容（抜粋）

		整備内容
方向		◎ 上り専用と下り専用をそれぞれ設ける。
幅		◎ 踏み段幅 80cm 以上とする。 ◇ 踏み段幅 100cm (S1000型) 程度とすることが望ましい。
表面の仕上げ		◎ 踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。
識別	踏み段	◎ 踏み段相互の識別をしやすいようにする。 ◇ 踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。
	くし板	◎ くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。
昇降口水平部		◎ 昇降口の踏み段の水平部分は踏み段3枚以上とする。
手すり		○ くし板から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ○ 乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ 80~85cm 程度の固定柵又は固定手すりを設置する。
速度		◇ 1以上のエスカレーターは 30m/分以下で運転可能なものとすることが望ましい。
表示		◎ 上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置（ゲートポスト等）等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。 ◇ 上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。 ○ エスカレーターへの進入可否表示の配色については、色覚異常の人の色の見え方と区別の困難な色の組み合わせ（参考 2-2-5）を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮する。 ◇ エスカレーターのベルトに、しるしをつけることにより、進行方向がわかるようになることが望ましい。
	音声案内	◎ 乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。 ○ 周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

¹² 「公共交通移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令）」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001602892.pdf>

¹³ 「バリアフリー整備ガイドライン（公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン）」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

¹⁴ 「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001734087.pdf>

2 都の法令等

(1) 東京都福祉のまちづくり条例等

東京都福祉のまちづくり条例¹⁵は、ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする条例である。条例では、規則で定める一定規模以上の施設¹⁶を新設又は改修する際に、整備基準への適合を遵守義務としている。

「施設整備マニュアル¹⁷」では、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準について解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても示している。施設整備マニュアルで示されている「公共交通施設」におけるエスカレーターに関する主な整備内容を、表8に示す。

表8 「施設整備マニュアル」の公共交通施設におけるエスカレーターの整備内容（抜粋）

■整備基準（規則で定めた基準）

- エスカレーターを設置する場合は、次に定める構造とすること。
- (1) 踏面及び床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - (2) 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置すること。
 - (3) くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。
 - (4) （略）
 - (5) 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別できるものとすること。
 - (6) 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。
 - (7) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

■望ましい整備

設置	・階段による垂直移動の高さが5m以上となる駅舎等においては、上下専用のエスカレーターをそれぞれ設置する。
幅	・S1000形（踏み段幅:100cm程度）以上とする。
乗降口	・踏み段の水平部分は3枚以上、定常段差に達するまでの踏み段は5枚程度とする。
照明	・乗降口に近い位置にくし板位置が識別しやすい足元灯等の照明装置を設ける。
手すり	・乗降口は、くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。 ・乗降口には、動線の交錯を防止するための固定柵又は固定手すり（長さ100cm程度）等を設ける。
ソフト面の工夫	・転落事故等を防止するため、利用ルールについて掲示やアナウンス等で周知する。

¹⁵ 東京都福祉局「東京都福祉のまちづくり条例について（全体の流れなど）」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/jourei_kisoku/jourei_all

¹⁶ 新設又は改修の際に整備基準への適合遵守義務がある施設（特定都市施設）の例

- ・物品販売業を営む店舗等（全ての百貨店、スーパーマーケット等）
- ・公共交通施設（全ての鉄道の駅、空港旅客施設等）
- ・興行施設（1,000m²以上の劇場、映画館等）
- ・複合施設（2,000m²以上の複合建築物）など

¹⁷ 「施設整備マニュアル（令和5年10月改訂版）」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual05>

(2) その他の条例等

建築基準法令に基づき「東京都建築基準法施行細則」等を制定し、エスカレーターの定期検査の報告の時期等を定めている。

また、バリアフリー法令に基づき「建築物バリアフリーライン（高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例）」等を制定し、バリアフリー法で定められている対象建築物の拡大¹⁸などをしている。

【参考】東京都におけるエスカレーターの定期検査報告¹⁹

東京都では、エスカレーターの定期検査の場合、毎年（前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで）の報告を求めている。

報告者から受付機関へ報告書を提出し、受付機関が予備審査を行った上、特定行政庁へ書類を送付している。また、特定行政庁は審査後、受付機関を通して定期検査報告済証（下図²⁰参照）を交付している。

・受付機関

一般社団法人 東京都昇降機安全協議会

・特定行政庁

23 特別区	延べ面積が1万m ² 超の建築物がある場合	東京都都市整備局市街地建築部
	上記以外の場合	各区
八王子市などの11市	各市	
上記以外の市・町・村	東京都多摩建築指導事務所	
島しょ	東京都都市整備局市街地建築部	



図 定期検査報告済証

¹⁸ 東京都でバリアフリー化が義務付けられる建築物（特別特定建築物）の例

- ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（全ての規模）
 - ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計 500 m²以上）
 - ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場（床面積の合計 1,000 m²以上）
 - ・複合建築物（床面積の合計 2,000 m²以上）
- など
※該当する特別特定建築物を新築、増築等しようとする場合、原則として建築基準法に基づく確認申請や中間・完了検査時に審査を受ける。

¹⁹ 東京都都市整備局 定期調査・検査報告制度「4. 報告の流れ」

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_kakunin/chousa-houkoku/4

²⁰ 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

一般社団法人東京都昇降機安全協議会 定期検査報告済証

<https://www.tsak.jp/report/index.html>

3 国内の規格・基準等

(1) 日本エレベーター協会標準 (JEAS)

日本エレベーター協会は、昇降機に関する法令等の適用と方式の統一化を図るため、昇降機の機能、定格、寸法等の協会標準 (JEAS) を発行している。エスカレーターに関する標準の一例は、次のとおり。

[エスカレーター関連の日本エレベーター協会標準]

- ・ JEAS-209 エスカレーターの保守・点検に必要な構造等に関する標準
 - ・ JEAS-410 エスカレーター自動運転方式の標準
 - ・ JEAS-422 エスカレーター及び動く歩道の周辺部の安全対策と管理に関する標準
 - ・ JEAS-426 エスカレーターの緩停止に関する標準
 - ・ JEAS-527 エスカレーターの制動装置に関する標準
 - ・ JEAS-532 エスカレーター及び動く歩道の駆動鎖切断時停止装置に関する標準
 - ・ JEAS-537 エスカレーター及び動く歩道用非常停止ボタンの構造と設置位置に関する標準
 - ・ JEAS-2007 エスカレーター取扱説明書の作成に関する標準
- など

(2) 日本産業規格 (JIS)

日本産業規格として、「JIS A 4302 昇降機の検査標準」が制定されている。この規格では、建築物等に設置したエスカレーター等の安全について検査するための検査項目、検査器具、検査方法及び判定基準を示している。完了検査の際の参考に用いられている。また、定期検査に関しては、検査項目等が法令で規定されたため、本 JIS 規格は参考資料としての位置付けになっている。エスカレーターに関する主な内容は、次のとおり。

なお、検査以外の構造等に関する日本産業規格は確認できなかった。

[JIS A 4302 : 2006 (昇降機の検査標準) におけるエスカレーター関連の主な内容]

5.4 エスカレーター (動く歩道を含む)

5.4.1 機械室で行う検査 次の a)~d) 以外は、5.1.1 b) の 1)~3), 5) による。

a)~c) (略)

d) 駆動用鎖の切断停止装置の機能は良好であることとする。

5.4.2 上下乗り場及び階段で行う検査

a) 階段用鎖が異常に伸びた場合又は切断した際に作動する停止スイッチの取付けは強固で、作動は確実であることとする。

b) 乗り場に近接して設けられた防火シャッターなどが閉まり始めると、エスカレーターの昇降が停止することとする。

c) 上下乗り場の起動スイッチ、停止スイッチ、非常停止ボタン、警報スイッチなどの作動は良好であることとする。

d) ハンドレールが階段と同一方向でほぼ同一速度で昇降することとする。

e) ハンドレールは下降運転中、上部乗り場で約 150 N の人力で水平に引っ張っても止まらないこととする。

f) ハンドレールの入口には適切な保護装置があり、ハンドレール入口スイッチの作動は確実であることとする。

g) 階段と上下乗り場のくしのかみ合いが十分で、容易に物が挟み込まれないこととする。

h) 階段相互間及びスカートガードと階段とのすき間は、エスカレーターの全長にわたって接触することなく 5 mm 以下とする。

(略)

[参考] エスカレーターの利用に関する法令等

一部の地方自治体（埼玉県及び名古屋市）では、エスカレーターの「立ち止まり利用」を条例で規定しているものがある。この条例では、「利用者」にエスカレーター上で立ち止まって利用することを、「管理者」に立ち止まって利用することを利用者に対し周知することを義務付けている。条例の概要を、表9に示す。

なお、国及び都の法令等では、エスカレーターの構造や定期検査等について規定されているものはあるが、利用に関して規定されているものは確認できなかった。

表9 エスカレーターの立ち止まり利用に関する条例の概要

	埼玉県		名古屋市	
条例名称	埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例 ²¹		名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例 ²²	
施行	令和3年10月1日		令和5年10月1日	
条文 (抜粋)	目的 (1条)	この条例は、エスカレーター（動く歩道を含む。以下同じ。）の安全な利用の促進に関し、県、県民及び関係事業者の責務を明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	目的 (1条)	この条例は、エスカレーターの利用等に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用の促進を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
	利用者の義務 (5条)	エスカレーターを利用する者（次条において「利用者」という。）は、立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。	利用上の義務 (8条)	利用者は、右側か左側かを問わず、エスカレーターの階段（人を乗せて昇降する部分をいう。）上に立ち止まらなければならない。
	管理者の義務 (6条)	エスカレーターを管理する者（次条において「管理者」という。）は、その利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならない。	利用方法の周知義務 (9条)	管理者等は、利用者に対し、前条に規定する方法によりエスカレーターを利用するよう周知しなければならない。
	管理者に対する指導等 (7条)	知事は、エスカレーターの安全な利用の促進のために必要であると認めるときは、管理者に対し、前条に規定する周知に関し必要な指導、助言及び勧告をすることができる。	指導及び助言 (10条)	市長は、エスカレーターの安全な利用の促進のため必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
罰則規定	なし		なし	

²¹ 埼玉県「エスカレーターの安全利用の促進に関する条例」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/escalator/escalator.html>

²² 名古屋市「名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000162248.html>

第2 行政機関等の取組

エスカレーターの事故防止対策に関する行政機関等の主な取組について、以下に示す。

1 國土交通省

國土交通省は、エスカレーターをはじめとする昇降機等において発生した事故・不具合情報を収集し、類似事故防止のための再発防止対策の検討や製造者等への既存物件の不具合の改善指導等に活用している。²³ 事故調査については、建築物事故調査・防災対策室を設置し、事故の調査を行う体制を構築している。また、社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会を設置し、昇降機等の事故発生原因の調査、再発防止対策の検討を行っている。²⁴

平成27年の消費者庁消費者安全調査委員会からの意見をふまえ、社会資本整備審議会で諮問し、同審議会建築分科会における審議等を経て、平成29年に「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を公表している。²⁵

令和6年度には、建築物防災推進協議会と共同し、転倒防止対策事例等を掲載した「エスカレーター安全対策チラシ（エスカレーターの安全利用にご協力ください）」を作成、配布している。

²⁶

2 消費者庁

消費者庁は、消費者安全調査委員会で平成21年に東京都内で発生したエスカレーター事故について調査を行い、平成27年に報告書を公表し、国土交通大臣及び消費者庁長官へ意見している。²⁷

調査では、國土交通省が行った調査結果についての消費者安全の視点からの評価や、シミュレーションによる手すり接触に伴う人体の持ち上がりの可能性の検証、関連事業者への聞き取り等を実施している。

意見の中で、国土交通大臣に対する主な内容は以下のとおりである。

- ・制度面の見直し（エスカレーター側面からの転落防止対策、ハンドレールへの接触予防対策）、事業者への指導（関連事業者に対し、人がハンドレールに接触し、持ち上がり、転落する危険性について周知徹底すること。）
- ・施設の管理者・エスカレーター製造会社等に対し、エスカレーターは適切な安全対策を行っても一定のリスクがあることを利用者に向けて具体例を挙げ、継続的に注意・啓発するよう促すこと。）

²³ 國土交通省「事故・不具合の情報を提供いただく際の情報提供様式について」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html

²⁴ 國土交通省「昇降機（エレベーター、エスカレーター等）について」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000105.html

²⁵ 國土交通省「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を公表
https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000668.html

²⁶ 國土交通省・建築物防災推進協議会「エスカレーター安全対策チラシ」
<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/nwcon017/wp-content/uploads/2025/01/4b99f90a5c8892abebe9e30b06f698b8.pdf>

²⁷ 消費者庁 消費者安全調査委員会「平成21年4月8日に東京都内で発生したエスカレーター事故」
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_005

また、ウェブページやメールマガジン等で、エスカレーターでの事故への注意喚起、特に子供の事故に関する啓発を行っている。²⁸

3 國土交通省國土技術政策総合研究所

国土交通省國土技術政策総合研究所では、建築物等の安全確保のため、平成 18 年度から平成 21 年度まで、プロジェクト研究「建築空間におけるユーザー生活行動の安全確保のための評価・対策技術に関する研究」を実施した。プロジェクト研究の 1 つとして、エレベーターをはじめとする建築内可動設備等について、制御システムや安全装置の設計等の技術に関して検討を行い、報告書を平成 24 年に公表している。²⁹

報告書の中で、エスカレーターについては、事故事例の調査・分析、安全対策技術の法規定をふまえ、人身事故低減のための安全技術目標の調査・検討として、主たる人身事故の防止策、その他の安全に係る対策を検討している。

例：転倒事故防止 乗降口におけるくし板の緩やかな傾斜化

挟まれ事故防止 踏段とスカートガード間等のすき間の極少化、閉塞化

4 東京消防庁

東京消防庁では、エスカレーターに係る事故防止対策検討委員会を行い、平成 17 年に報告書を公表している。これは平成 16 年に東京都港区で発生した自動回転ドア事故による死亡事故を受け、自動回転ドア、エスカレーター、エレベーターなどの 7 種の機器に係るものについて調査したところ、最も多く事故が発生していたエスカレーターの事故防止対策について検討したものである。調査では、事故事例調査、エスカレーター利用実態調査、利用実験、利用者の意識調査などを行い、調査結果等から、課題を抽出し、事故防止対策の提言を行っている。³⁰

また、ウェブページ上ではエスカレーターで起きる乳幼児のはざまれ事故について注意喚起を行っている。³¹

5 東京都

東京都交通局では、エスカレーターの安全利用を呼びかけるキャンペーンに参加し、ポスターの掲出、ディスプレイ広告の掲載等を行っている。³²

²⁸ 消費者庁 メール配信サービス「みんなの消費安全ナビ from 消費者庁」（※こども安全メール）Vol.661 エスカレーターでの転倒・転落事故に注意!（2025年5月23日）ほか
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20250523/

²⁹ 國土交通省國土技術政策総合研究所 国研プロジェクト研究報告第 37 号 建築空間におけるユーザー生活行動の安全確保のための評価・対策技術に関する研究（その 2）（平成 24 年 2 月）
<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/kpr/prn0037b.htm>

³⁰ 東京消防庁 エスカレーターに係る事故防止対策について（エスカレーターに係る事故防止対策検討委員会報告書）（平成 17 年 3 月）

³¹ 東京消防庁 エスカレーターで起きる乳幼児のはざまれ事故に注意!
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/nichijo/children_escalator.html

³² 東京都交通局 エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンの実施について
https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/pickup_information/news/subway/2025/sub_p_2025071112108_h.html